

会 議 録

会議の名称	令和3年度第1回朝霞市地域密着型サービス運営委員会		
開催日時	令和3年7月19日（月）午後3時20分～午後4時00分		
開催場所	朝霞市役所 大会議室（手前）		
出席者	委員7名（八木委員、近藤委員、大橋委員、金子委員、安多委員、吉川委員、清水委員） 事務局9名（三田部長、望月課長、増田補佐、長尾係長、荒井係長、山崎主査、宮崎主任、吉崎主任、山口主任）		
会議内容	（1）地域密着型サービスの現状について （2）新型コロナウイルスワクチン接種等について （3）令和4年度（予定）の日常生活圏域の見直しについて （4）第8期計画期間中の事業所整備計画について		
会議資料	資料1 市内サービス事業所一覧 資料2 地域密着型サービスにおける他市との協議状況 資料3 日常生活圏域 現況（5圏域） 資料4 日常生活圏域 変更案（6圏域） 資料5 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（抜粋） 資料6-1 令和3年度 朝霞市地域密着型サービス事業者（看護小規模多機能型居宅介護）公募要項（案） 資料6-2 令和3年度 朝霞市地域密着型サービス事業者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）公募要項（案）		
会議録の 作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録		
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録		
	<input type="checkbox"/> 要点記録		
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）		
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去	
			<input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 委員長の署名により			
その他の 必要事項	会議公開 傍聴1人		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 開 会

<傍聴 1名>

2 議 事

（1）報告事項：地域密着型サービスの現状について

【事務局 山口】

資料1「市内地域密着型サービス事業所一覧」をご覧ください。

市内の地域密着型サービス事業所につきまして、サービス内容ごとの指定状況を記載しております。

本市の地域密着型サービスにつきましては、サービス内容で、グループホーム、認知症対応型デイサービス、小規模デイサービス、小規模多機能、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模特養の6業種、事業所数で23事業所の指定、うち1事業所が休止となっています。

うち、ミアヘルサ株式会社が運営している「日生グループホーム朝霞」、「日生定期巡回サービス朝霞」が、令和3年6月1日より事業所名を変更し、それぞれ、「ミアヘルサきずなホーム朝霞」、「ミアヘルサ定期巡回サービス朝霞」となりました。

また、「ミアヘルサ定期巡回サービス朝霞」については、同じく6月1日、第3圏域の溝沼地区から、第2圏域の三原地区に事業所を移転しております。事業所の所在地の変更にあたっては、以前から事業者より相談を受けており、移転後の設備の内容や建築基準法、消防法等に問題がないことを確認したところでございます。サービス提供地域は、移転前と変わらず朝霞市内全域となっておりますので、利用者へのサービス提供に影響はございません。

あわせて、「ミアヘルサきずなホーム朝霞」につきまして、平成26年の開設当初から使用している機械浴設備を、利用者スタッフの入浴時の負担が、より軽減されるもの買い換えたい旨の相談を受けております。理由といたしましては、利用者の平均介護度が重度化してきたことにより、従前の機械浴設備では安全確保に不安が出てきたこと、スタッフの負担も大きくなったことによります。

埼玉県の補助金の交付を受けて整備したものの処分にあたっては、一定の条件があるところですが、今回のケースでは、耐用年数を経過しており、県知事の承認を受けることなく処分できること、交付を受けた補助金の返還が発生しないことを、県の担当課に確認したところでございます。

次に、資料2「地域密着型サービスにおける他市との協議状況」をご覧ください。

地域密着型サービスにつきましては、原則、指定する市の住民のみが利用できるサービスとなっておりますが、様々な事情により、他の市区町村の住民が利用を希望する場合、サービスを指定する市区町村と、利用を希望する住民の住所地である市区町村が、サービスの利用について、同意の有無を確認するため協議を行うこととなっております。

まず（1）は、令和3年2月から令和3年6月までの間で、本市の住民が他市の地域密着型

サービスを利用するため、本市から他市に対しサービス利用の同意を求めたものでございます。合計1件でございます。

逆に、(2)は、同期間におきまして、当市のサービスについて、他の市区町村より利用の同意を求められたものでございます。合計4件となっております。

他市区町村のサービスの利用を希望する理由と致しましては、本市に住民票を残したまま、お子さん等ご家族のいる他市区町村で生活されている中で、サービス利用が必要となった場合、また、これまで要支援で総合事業のデイサービスを利用していた方が、介護認定の更新等により、要支援から要介護に区分が変わったことで、地域密着型デイサービスの利用に変更となり、これまで利用していた施設の利用を希望される場合などでございます。

<委員からの意見・質問等>無し

(2) 報告事項：新型コロナウイルスワクチン接種等について

【事務局 山口】

朝霞市では令和3年5月上旬より新型コロナウイルスワクチンの接種券の郵送を開始し、これまでに60歳以上の方への郵送が完了しており、60歳未満の方へも順次郵送しているところです。

本日は、入所系介護施設の接種状況、ワクチン接種に係る朝霞市独自の事業、埼玉県が実施するPCR検査事業の3点について説明いたします。

1点目、入所系介護施設の接種状況についてです。入所系介護施設に入所中の高齢者は、新型コロナウイルス感染症の感染による重度化リスクが高いことを鑑み、令和3年4月頃より、市内の入所系介護施設とワクチン接種プロジェクトチームが連携し、入所者、従事者へ優先的に接種を実施してきたところです。地域密着型サービス事業所における入所系施設としては、グループホーム6施設と、小規模特養1施設が該当しますが、入所者については、ほぼ全ての方が接種を完了しており、従事者についても、今月中に接種がほぼ完了する見込みでございます。

2点目、ワクチン接種に係る朝霞市独自の事業についてご説明します。

令和3年5月上旬から在宅の高齢者へのワクチン接種券の郵送が開始されましたが、ワクチン接種会場への移動が困難な方への移動手段を拡充するため、市独自の施策として、「朝霞市高齢者新型コロナウイルスワクチン接種移送支援補助金事業」を創設しました。

これは、通所系の介護事業所に任意で協力いただき、その事業所の利用者のうち、ワクチン接種会場への移動が困難な方を会場へ移送し、会場内の介助を実施いただいた場合に、利用者1人1回につき6,000円の補助金を事業所へ交付するものです。

地域密着型サービスの通所系介護事業所のうちでは、8事業所が協力の意向を表明しています。なお、令和3年6月4日時点で、この事業を利用された方は、合計73人でございます。

最後に、埼玉県が実施するPCR検査事業についてご説明します。

昨年度より埼玉県が介護事業所従業者の定期的なPCR検査を実施しています。当初は入所

系施設のみでしたが、令和3年7月以降は通所系事業所も対象となりました。

また、日本財団が埼玉県を含む首都圏の高齢者施設・介護サービス事業者へのPCR検査を実施しております。

これらの制度について、地域密着型サービス事業所へ周知しており、特に入所系施設では、すべての事業所がこれらの制度を活用して、定期的なPCR検査を実施しております。

<委員からの意見・質問等>無し

(3) 報告事項：令和4年度（予定）の日常生活圏域の見直しについて

【事務局 山崎】

資料3と資料4を御覧ください。

資料3が、現状の日常生活圏域図、資料4が、見直し後の日常生活圏域図となります。

この度の見直しの趣旨ですが、高齢者人口の増加にともなう、地域包括支援センターに寄せられる相談件数の増加と、複雑・多様化している相談内容について柔軟に対応し、今後もより一層、地域包括ケアシステムを推進していくために行うものです。

見直しに当たっての基本的な考え方としては、各圏域の高齢者人口を平準化すること、現在の地域包括支援センターと地域などとのつながりを考慮すること、町字別の分かりやすい圏域設定とすること、これらを考慮のうえ、お示した資料4の通り、新たな日常生活圏域を設定する予定としております。

新たな圏域の地域包括支援センターを運営する法人の選定につきましては、公募型プロポーザルを実施し、朝霞市地域包括支援センター運營業務委託受託候補者選定委員会や、地域包括支援センター運営協議会で審議のうえ、決定する予定でございます。

日常生活圏域の見直しの進捗状況につきましては、今後も本委員会の場で報告してまいります。

<委員からの意見・質問等>無し

(4) 審議事項：第8期計画期間中の事業所整備計画について

【事務局 吉崎】

資料5「第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（抜粋）」をご覧ください。

令和3年度から令和5年度の3年間における第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、資料5の(1)介護サービス基盤の整備、①地域密着型サービス事業所の整備に記載のとおり、地域密着型サービス事業所2か所の整備を計画しております。

1か所は、訪問看護と組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の中で、日常生活上の支援や機能訓練を行う「看護小規模多機能型居宅介護」の事業所、もう1か所は、医療と介護

の連携のもと、24時間必要なサービスを必要に応じて受けることのできる「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の事業所でございます。

これら2か所の事業所を、令和5年度までに整備を図る予定でございます。

整備に当たっておおまかなスケジュールといたしましては、今年度、市が事業者を公募し、市内の地域密着型サービス事業者選考委員会や、本委員会・地域密着型サービス運営委員会に諮りながら選定を行います。

指定予定事業者の選定後、令和4年度中に、施設の設置等の準備を、事業者が進行・完了した上で、令和5年度当初からサービスの提供を開始する予定としております。

続きまして、資料6-1と資料6-2をご覧ください。

資料6-1が看護小規模多機能型居宅介護の、資料6-2が定期巡回・随時対応型訪問介護看護の、それぞれの公募要項の案でございます。

これらの公募要項に基づいて公募を実施する予定でございますので、順にご説明申し上げます。

まずは、資料6-1看護小規模多機能型居宅介護について、公募要項の概要でございます。

1ページ目の2公募する地域密着型サービスの種類、整備年度、整備数、日常生活圏域の、公募する日常生活圏域についてですが、看護小規模多機能型居宅介護は、現在、市内で運営している事業所のない、初めてのサービス種別となりますので、日常生活圏域の別なく、市内全域で公募する予定でございます。

続いて、2ページの3応募資格では、今回の公募に応募できるものが法人であることなどを規定しております。

続いて、4整備条件にて、応募者が従うべき関連法令等を示しております。

4ページ、5指定予定地域密着型サービス事業者の選定にて、先ほど申し上げた、審査の流れ等を説明しております。

長寿はつらつ課で申請書類を受け付けた後、市役所内各課の職員で構成された、選考委員会において、書類審査、プレゼンテーション等を行い、その結果をこちらの委員会の皆様にお諮りのうえ、市長により最終決定されるという流れでございます。

続いて、6応募手続きにて、応募受付期間等を示しております。応募受付期間は、こちらにありますとおり、令和3年8月19日から、令和3年9月21日までを予定しております。応募する法人については、5ページの(3)に掲載しております書類を提出いただきます。

そして、7ページの7相談・質疑応答にありますとおり、受付期間に先立ち、令和3年8月4日から、令和3年9月9日まで、応募を検討する法人からの相談・質疑を受け付ける予定でございます。

8ページ、8整備助成事業費等補助金とありますが、地域密着型サービス事業所の整備にあたっては、「埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金」を活用し、法人に対する補助を行っての整備を想定しておりますので、参考として、当該補助金の補助単価を掲載しております。

なお、資料作成時は令和3年度の補助単価が示されておりましたため、令和2年度の補助単価となっておりますが、つい先日、令和3年度の埼玉県の本補助金の交付要綱が示されました。それによれば、令和3年度も、令和2年度と同様の補助単価となっておりますので、

それに合わせて表記を「令和3年度補助単価」に訂正させていただきます。

つづいて、9ページの9公募スケジュール（予定）にて、本公募のスケジュール予定を取りまとめております。

8月4日に公表のうえ、相談・質疑受付を開始、8月19日から提出書類の受付を開始、選考・審議等を経て選考結果が確定いたします。その後、整備を開始し、令和4年度末までに竣工となります。並行して事業所の指定申請手続きを踏み、令和5年度当初からサービス提供開始の予定です。

そして、9ページの10留意事項、10ページの11問い合わせ先がありまして、11ページ以降、12参考といたしまして、看護小規模多機能型居宅介護の人員基準を掲載しております。

以上が公募要項の概要でございます。次のページ以降は、この公募の応募書類等の様式でございますので、順にご説明申し上げます。

まずは質問票がございます。

次のページ、様式第1号は公募の申請書でございます。裏面の様式第1号別紙にて、必要書類を一覧にしております。

様式第2号、事業計画概要書は、土地・建物の計画状況等を把握するものです。次に、様式第2-1号にて、人員配置等の計画も求めています。

様式第3号、事業運営に関する提案書は、法人の理念や運営実績、職員の育成等について説明いただいたうえ、各種提案をいただき、審査の参考とするものです。

具体的に提案いただく内容は、地域との連携について、施設整備管理体制について、利用者等の安全管理体制・危機管理について、利用者支援について、市内雇用・市内業者の促進について、サービス提供方針・提供体制について、サービス種別・事業形態毎の取組みについて、その他法人独自の取組み等についてとなっています。

特に、設問12の、サービス種別・事業形態毎の取組みについては、看護小規模多機能型居宅介護事業所として、どのようにサービスを提供していくかを問う、重要な設問と捉えています。

様式第4号では、法人の概要・沿革を説明いただき、様式第5号は、役員や管理者の予定者の名簿、様式第6号は代表者等の経歴書となります。

そして、様式第7号で事業日程を、様式第8号で資金計画を、様式第9号で借入金返済計画を、様式第10号でサービス提供開始後の収支見込シミュレーションを、それぞれ説明いただくものとなっています。

以上が、看護小規模多機能型居宅介護の公募要項、そして各必要書類の一式となります。

つづいて、資料6-2をご覧ください。

資料6-2は定期巡回・随時対応型訪問介護看護の公募要項でございますが、こちらの内容は、6-1看護小規模多機能型居宅介護とほぼ同様ですので、相違点のみ、抜粋してご説明させていただきます。

まず、1ページの2公募する地域密着型サービスの種類、整備年度、整備数、日常生活圏域ですが、日常生活圏域は「第2圏域を除く圏域が望ましい」とさせていただいております。これは、既に、朝霞市三原に「ミアヘルサ定期巡回サービス朝霞」が運営していますので、三原地区を含む第2圏域を除く圏域が望ましいものとしております。

2 ページから 4 ページの内容は、相違点はありません。

5 ページから始まります提出書類一覧については相違点がありまして、6 ページにあります 2 3 番、「(連携型の場合のみ) 訪問看護事業所との連携に関する書類」は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のみ掲載しております。

内容といたしましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所には、1 つの事業所が訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供する「一体型」と、訪問介護は定期巡回サービス事業所本体が提供し、訪問看護は協定を結んだ訪問看護事業所と連携し提供する、「連携型」がございますので、その「連携型」で応募する法人については、連携先の訪問看護事業所に関連する書類の提出を求めるものとなっております。

7 ページの内容については、相違点はありません。

8 ページ、参考の埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費補助金の補助単価は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の補助単価を掲載しております。なお、こちらも、令和 3 年度の補助単価は令和 2 年度と変更がなかったことが示されましたので、表記を「令和 3 年度 補助単価」と訂正させていただきます。

9 ページ、10 ページの内容には、相違点はありません。

11 ページ以降、人員基準は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のものを掲載しております。

続きまして、各様式等の相違点ですが、まず、質問票は、サービスの種類名のみ異なりますが、他は同様です。

様式第 1 号についても、相違点はサービスの種類のみとなります。

裏面、様式第 1 号 (別紙) については、必要書類の 2 3 番目に、先ほどご説明申し上げた、連携型の場合の必要書類を追加しております。

様式第 2 号については、相違点はサービスの種類のみとなります。

様式第 2-2 号、定員・従業者等の計画は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員基準等に準じた形のものとなっております。

続きまして、様式第 3 号、事業運営に関する提案書については、5 ページの設問 1 2、サービス種別・事業形態ごとの取組みについて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に準じた内容の設問としてありまして、連携型の場合は、連携先の訪問看護事業所との連携方法についても問うものとなっております。

様式第 4 号から様式第 10 号までは、相違点はありませんので、省略しております。

公募要項の案については、以上でございます。

なお、今年度、公募に対し応募がなかったサービス種別があった場合、来年度改めて公募を行うことを予定しております。

<委員からの意見・質問等>

【八木委員長】

日常生活圏域の見直しについて、どのような取扱いとなりますか。

【事務局 吉崎】

日常生活圏域の見直しが決定次第、地域密着型サービス事業者公募に関してもその旨周知いたします。

【近藤委員】

応募受付期間を経過した後に相談があった場合はどのような取扱いとなりますか。

【事務局 吉崎】

公平性の観点から、応募受付期間を過ぎた場合は、応募をお受けすることはできません。

【八木委員長】

本件について、今後の本委員会内での取扱いはどのような流れとなりますか。

【事務局 吉崎】

庁内の地域密着型サービス事業者選考委員会において審査した結果を、次回11月以降の本委員会で審議いただく予定です。

<審議>

【八木委員長】

議題（４）の各公募要項については、提案どおりの内容で了承するという事によろしいでしょうか。

【委員からの異議等】無し

3 閉会

【司会】

次の運営委員会の開催予定につきましては、11月頃の開催を考えております。具体的な日時等につきましては、後日連絡させていただきます。

会議録署名人
